

幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町アルコ236条例 (平成17年9月26日 条例第102号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>○幕別町アルコ236条例 (平成17年9月26日 条例第102号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>第8条～第11条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 使用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>

現 行 条 例

第13条～第20条 略

別表第1（第7条関係）

宿泊料（1人1泊につき）

区分		使用料
洋室	大人	8,500円
	小学生	6,500円
和室	大人	8,500円
	小学生	6,500円
和洋室	大人	10,000円
	小学生	7,500円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具代2,000円を徴する。
- 3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。
- 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。

改 正 条 例

第13条～第20条 略

別表第1（第7条関係）

宿泊料（1人1泊につき）

区分			使用料
町民	洋室	大人	9,600円
		小学生	7,200円
	和室	大人	9,600円
		小学生	7,200円
	和洋室	大人	12,000円
		小学生	8,800円
町民以外	洋室	大人	12,000円
		小学生	9,000円
	和室	大人	12,000円
		小学生	9,000円
	和洋室	大人	15,000円
		小学生	11,000円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の宿泊料は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合にあっては、1夜につき寝具代2,000円を徴する。
- 3 宿泊料には、食事料を含まないものとする。
- 4 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として1人につき300円を当該宿泊料に加算する。

現 行 条 例

- 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。
 6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

別表第2（第7条関係）
貸室料（1時間につき）

区分		料金	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
第1研修室		1,000円	1,500円
第2研修室		1,000円	1,500円
客室		500円	700円
カラオケ ルーム	ドリーム	1,500円	2,000円
	メロディー	1,000円	1,500円

備考

- 1 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として一室につき300円を当該貸室料に加算する。
 2 宿泊者が、会議及び研修等で研修室を使用する場合は、無料とする。
 3 入場料若しくは会費等を徴する営利的又は営利を目的として利用する場合は、当該貸室料に15割を加算した額とする。
 4 貸室料及び暖房料には、別途、消費税法に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

別表第3（第7条関係）

入浴料

区分	料金	摘要

改 正 条 例

- 5 時間を超えて客室を使用する場合は、宿泊超過料を別表第2の貸室料に準じて当該宿泊料に加算する。
 6 宿泊料、寝具代及び暖房料には、別途、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

別表第2（第7条関係）
貸室料（1時間につき）

区分		料金
第1研修室		1,000円
第2研修室		1,000円
客室		700円
カラオケ ルーム	ドリーム	2,000円
	メロディー	1,500円

備考

- 1 11月から4月までの間に使用した場合は、暖房料として一室につき300円を当該貸室料に加算する。
 2 宿泊者が、会議及び研修等で研修室を使用する場合は、無料とする。
 3 販売、契約等営利目的で使用する場合は当該貸室料に20割を、入場料、会費等を徴する場合は当該貸室料に15割を、それぞれ加算する。
 4 貸室料及び暖房料には、別途、消費税法に規定する消費税及び地方消費税を加算する。

別表第3（第7条関係）

入浴料

区分	料金	摘要

現 行 条 例

大人	500円	宿泊を伴わない場合
小学生	250円	

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。

改 正 条 例

町民	大人	400円	宿泊を伴わない場合
	小学生	200円	
町民以外	大人	600円	
	小学生	300円	

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者の入浴料は、無料とする。